時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

明治廿七年十二月十二日水曜日
舊暦甲午十一月十六日（戊、子）
日出午前六時四十三分　日入午後四時二十七分
月出午後三時三十一分　月入午前五時五十六分
滿潮午前四時十八分　午後四時四十一分
（西暦一千八百九十四年）
年始より三百四十六日　年末まで十九日

本社の戰況報道

今や我軍は既に支那の國境に侵入し其攻撃の點も一ならず之に應ずる本社報道員の部署も隨て變更せざるを得ず由て石川信氏を廣嶋に高見龜氏を朝鮮京城に轉じ更に堀井卯之助氏を特派して第二軍に隨行せしめ又宮本芳之助氏を軍艦に乘組ましめ以て今後の戰況を報道するに遺漏なきを期す、今本社特派員の所在地と擔任事項を列記すれば左の如し

大本營所在地廣嶋　石川信
大本營所在地廣嶋　足立莊
朝鮮京城　高見龜
第一軍隨行　間利子八五郎
第二軍隨行　堀井卯之助
軍艦乘組　宮本芳之助

戰况畫報隊

畫報擔任　淺井忠
寫眞擔任　淺井魁一

時事新報

朝鮮人の教育

朝鮮改革に就ては兼てより屢々述ぶる所あり世間にも種々議論あれども改革の目的を要するに彼國をして文明開化に赴かしめんとするに外ならず然るに朝鮮は我日本の維新と大に事情を異にして元來文明の素養に乏しく國人自から國事の方針を定むる能はず唯他の指導扶掖を俟つの外なきのみか或は一時日本の兵力に恐れて其言ふ所に盲從するもある可く或は偶然の僥倖を追ひ若くは革新の新事を奇として輕卒に奔走するもあらん兎も角も今日の事は專ら他動的にして自動的にあらず俗に謂ふ付焼刄の改革なれば其成蹟も酒狂の勇に等しく醉中は頗る活潑にして引立てども一旦酒氣の消散するときは忽ち沮喪して復た憫む可きの状態に歸せざるを得ず此の如くにして幾年を經過するも砂上の樓閣遂に徒勞に屬す可きが故に目下の急は急として同時に其根底を固くし獨立自から支ふるの基礎を造るこそ肝要なれ此根本的の改革をなすに就ては文明進歩の原動力たる可き人材を養成するは其最も主要とする所にして即ち朝鮮人の教育を言ふ所以のものなり其法如何にして可ならんと云ふに蓋し今の腐敗混亂せる彼國内にては容易に其事の運びも成らざる上に四圍の空氣に影響せられて修學の甲斐もなかる可ければ取敢へず俊秀を撰拔して國外に出し目に文明の事を視、耳に文明の事を聽き而して文明の實事を講究せしむるの外ある可らず窃に其實施の方法に就て案ずるに世界文明の邦國その數多しと雖も朝鮮人に取りて特に遊學に恰當せるは我日本に如くものなかる可し抑も日本と朝鮮とは僅に一葦帶水を隔てたる隣近の間柄にして言語文章も相近く古來の因縁も淺からず殊に今回の如きは其獨立を扶助せんが爲めに戰ひ其文明を誘掖せんが爲めに改革を助成しつゝあることにして今後とも國事の方針は都て我國の指導を受けざる可らず其國事に任ず可きの人が國事の指導を受く可きの國に就て學ぶとは自から間接直接の便宜ともなりて當然の次第のみならず左らぬだに我國人は古來の德風依然として教育を商賣視せず子弟の養成に篤實懇切なるこそ遙に諸外國人の比にあらざる上に具に朝鮮人の境遇を知り朝鮮人の性情を知り又朝鮮人の必要如何を知悉して仁慈義俠以て之に臨むこそなれば受業者の好都合は決して此上ある可らず況んや歐米に至れば少なからざる費用を要するなれども我國にては其半分以下四分一にても事足る便宜もありて旁々彼國人の好遊學地なるに就ては朝鮮政府は一日も早く決斷して從來の如く僅少の學生に止まらず五百人も千人も續々派遣して事情の許す限りは多々ますく其人員を增加せんこと我輩の切に勸告する所なり假に學生一人に付き一箇年百五十圓とすれば百人にして一萬五千圓、千人にても十五萬圓に出でず朝鮮政府の財政不如意にもせよ豈此少額の負擔に堪へざることあらんや右千人の中には半途にして廢絶するもある可く又は成蹟思はしからざるもある可し多少の功を奏する者は三分の一となるか四分の一となるか素より知る可らずと雖も五年若くは七年の後に至り此等の學生の歸國するに及んでは何れも文明實學の聲をなして一人より數人、數人より數十人に傳へ以て大に全社會の開明を助くるや必然にして日本にても往時は嘗て之と同樣すべて勢力の增進は此例によるを常とするものなり所謂獨立自から支ふるの基礎は之によりて漸く成るものにして今日に至るまで此要素なかりしこそ朝鮮の不幸なれば之が爲めに五七年の時日を待つこと恰も迂遠きに似たれども其遠きだけますく斷行の急を要する所以を知る可し右は朝鮮政府の爲めに畫策したるものなれども我國とてもイツまで從來の朝鮮の如き基礎なき國家を支持す可けんや否な自立の力を與へざる限りは幾年の苦辛も一朝忽ち水泡に屬するの遺憾を免れざる可し聞く所によれば井上伯が彼國王に呈したる奏議の中にも留學生を日本に派遣す可しとの事ある由我輩は其必らず斷行せられん事を望む者なり

官報

○勅令

朕海軍豫備後備武官進級任用條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十七年十二月七日　海軍大臣　伯爵西鄕從道

○勅令第百九十九號

海軍豫備後備武官進級任用條例

第一條　戰時若クハ事變ニ際シテハ左ノ場合ニ限リ海軍高等武官進級條例及海軍下士任用進級條例ニ準據シ召集中ノ豫備後備軍人ヲ進級任用スルコトヲ得

一　現役武官ニ缺員ヲ生シタル場合ニ於テ現役武官ヨリ進級セシメ其ノ補充ヲ爲ス能ハサルトキ

二　海軍高等武官進級條例第十四條及海軍下士任用進級條例第十八條ニ該當シタルトキ

第二條　召集中ノ勤務日數ハ現役中ノ勤務日數ニ通算ス

勅令第百九十九號參照

勅令第百七十八號海軍高等武官進級條例（明治二十四年八月十九日官報）抄錄

第十四條　左ノ場合ニ在テハ定規ニ依ラス進級セシムルコトヲ得

一　敵前ニ在テ殊勳ヲ奏シ首將之ヲ全軍ニ布告セシ者

二　戰地ニ在テ人員缺乏シ補缺定規ヲ履ム能ハサルトキ

勅令第百五十二號海軍下士任用進級條例（明治二十三年七月三十一日官報）抄錄

第十八條　左ノ場合ニ在テハ前諸條ノ例ニ依ルコトナク任用シ又ハ進級セシムルコトヲ得

一　敵前ニ在テ殊勳ヲ奏セシ者アル時

二　戰地ニ在テ人員多ク缺乏シ補缺定規ヲ履ム能ハサル時

○省令

○陸軍省令第二十五號

陸軍教導團生徒召募規則左ノ通改正ス

明治二十七年十二月十一日　陸軍大臣　伯爵西鄕從道

陸軍教導團生徒召募規則

第一條　陸軍教導團生徒ハ年齡滿十八年以上二十五年以下ニシテ步兵、騎兵、野戰砲兵、工兵、輜重兵科ノ下士志願者中身體檢査學科試驗ノ成蹟ニ依リ所要人員ヲ採用ス

其年齡ヲ算スルハ召募ニ應スヘキ年ノ四月ヲ以テス

第二條　左ニ揭クル者ハ志願者タルヲ得ス但入團願書差出ノ後本條ノ事故ヲ生スル者アルトキハ嶋司郡市長（東京京都大坂ノ三市ニ在テハ區長以下之ニ倣フ）ハ速ニ大隊區司令官又ハ警備隊區司令官ニ報告シ同官ハ之ヲ教導團長ニ報告スヘシ

一　陸海軍現役、豫備役、後備役ニ在ル者

二　妻アル者

三　復權ヲ得サル家資分散者、破產者及身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ辨償ヲ終ヘサル者

四　禁錮ノ刑ニ處セラレタル者及賭博犯ノ處分ヲ受ケタル者

五　前諸項ノ外素行修マラサル者

第三條　砲兵、工兵科ハ身長五尺二寸以上步兵、騎兵、輜重兵科ハ五尺以上ニシテ體質強壯ナルヲ要ス

第四條　學科試驗目左ノ如シ

一　讀書　日本外史又ハ日本政記ノ類（通讀）

二　作文　記事文（假字交リ）及規俗文

但作文ヲ以テ作字ノ巧拙ヲ試驗ス

三　數學　整數四則、分數、比例、開平、開立

試驗ハ一科每ニ若干ノ點數ヲ與ヘ其總點數ヲ比較シテ優劣ヲ定ム但一科ニ落第スル者ハ假令總點數ニ於テ優等ナリト雖トモ採用セス

第五條　志願者ハ第一書式ノ願書ニ第二第三書式ノ履歷書及戶籍謄本（各副本ヲ要セス）ヲ添ヘ召募ニ應スヘキ前年ノ九月三十日迄ニ町村長ノ奧書證印ヲ受ケ嶋司郡市長ニ差出シ市ニ在テハ直ニ市長ニ差出スヘシ但父兄親族等一家ノ戶主ニシテ身元慥ナル二名ノ保證人ヲ要ス

嶋司郡市長ハ前項ノ願書ニ奧書證印ノ上第四書式ノ志願者連名簿及各自ノ里程調書（順路ニ基キ汽車路海陸路ノ區別ヲナシ若シ二道アルモノハ二道トモ取調ヲ要ス）ヲ添ヘ之ヲ大隊區司令官又ハ警備隊區司令官ニ送付シ同官ハ十月三十一日迄ニ其人名及志望兵科ヲ教導團長ニ通報スヘシ

第六條　大隊區司令官又ハ警備隊區司令官ハ身體檢査及學科試驗ノ時日ヲ定メ教導團長及嶋司郡市長ニ通知シ嶋司郡市長ハ之ヲ本人ニ通達スヘシ

第七條　志願者ノ身體檢査及學科試驗ハ當該大隊區司令官又ハ警備隊區司令官其司令部所在地ニ於テ之ヲ行フ

其身體檢査ハ司令部最寄衞戍地在職ノ軍醫ヲ派シテ之ニ任セシム之カ爲メ大隊區司令官ハ檢査日割ヲ師團長ニ上申シ軍醫ノ派遣ヲ申請スヘシ但警備隊區ニ在テハ警備隊司令官ヨリ[illegible]ニ請求スルモノトス

學科試驗ハ大隊區司令官又ハ警備隊區司令官身體檢査合格者ニ就テ之ヲ爲スヘシ

第二項ノ軍醫ハ大隊區司令官又ハ警備隊區司令官ノ指揮ヲ受クルモノトス

志願者檢査場ヘノ往復旅費及滯在費ハ自辨トス

甲大隊區ノ志願者ニシテ居住地最寄ノ乙大隊區司令部ニ於テ身體檢査及學科試驗ヲ受ケンコトヲ出願スル者アルトキハ甲乙兩大隊區司令官協議ノ上之ヲ許可スルコトヲ得

第八條　學科試驗ノ問題ハ教導團長之ヲ作リ密封シテ大隊區司令官又ハ警備隊區司令官ニ送付スヘシ

第九條　志願者ハ檢査時日ニ後レサル樣當該大隊區司令部又ハ警備隊區司令部ニ出頭シテ指揮ヲ受クヘシ疾病其他ノ事故ニ依リ當日出頭ヲ缺ク者アルモ之カ爲メ時日ヲ延ハスコトナシ

第十條　志願者試驗ヲ受ケタル後チ轉住スルトキハ速ニ新住地ノ大隊區司令部又ハ警備隊區司令部ヲ經テ教導團ニ屆出且ツ之ト同時ニ新住地ノ大隊區司令部又ハ警備隊區司令部ヘモ屆出ヘシ

又已ムヲ得サル事故ニ由リ志願取消ヲ爲サントスルトキハ直ニ大隊區司令部又ハ警備隊區司令部ヲ經テ其願書ヲ教導團長ヘ差出スヘシ

第十一條　大隊區司令官又ハ警備隊區司令官ハ學科試驗ヲ終レハ受驗者ノ答解書ヲ取纏メ之ニ第五條ノ嶋司郡市長ヨリ受領シタル履歷書ヲ添ヘ連名簿ニ各自希望ノ兵科ヲ記入シ十二月三十一日迄ニ教導團長ニ送付スヘシ

第十二條　教導團長ハ大隊區司令官又ハ警備隊區司令官ヨリ送付スル所ノ答解書ヲ審査シ採用スヘキ者ト否トヲ決定シ大隊區司令官又ハ警備隊區司令官ヲ經テ之ヲ本人ニ通達シ其採用者ニハ入團ヲ命スヘシ

第十三條　入團ノ達ヲ受ケタル者ニハ其居住地（受驗當時ノ住所ヲ云フ）ヨリ教導團迄ノ里程ニ應シテ舟車賃ヲ給シ及日當ヲ支給ス但自己ノ便宜ヲ以テ入團期日前早着シ滯在スル者アルモ日當ヲ増給スルノ限リニアラス